

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年3月30日

【会社名】 夢展望株式会社

【英訳名】 DREAM VISION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 濱中 眞紀夫

【本店の所在の場所】 大阪府池田市石橋三丁目2番1号

【電話番号】 072-761-9293(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 田中 啓晴

【最寄りの連絡場所】 大阪府池田市石橋三丁目2番1号

【電話番号】 072-761-9293(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 田中 啓晴

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】
その他の者に対する割当 13,541,500円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
2,769,541,500円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 7 回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,650,000個(新株予約権 1 個につき 1 株)
発行価額の総額	13,541,500円
発行価格	新株予約権 1 個につき5.11円 (新株予約権の目的である株式 1 株につき5.11円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成30年 4 月16日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	夢展望株式会社 管理本部総務人事部 大阪府池田市石橋三丁目 2 番 1 号
払込期日	平成30年 4 月16日(月)
割当日	平成30年 4 月16日(月)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 新都心営業部

(注) 1 . 第 7 回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)については、平成30年 3 月30日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2 . 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本新株予約権の買取契約(以下、「本契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3 . 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4 . 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,650,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、平成30年4月18日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は当初578円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 2,650,000株(発行済株式総数(平成29年12月31日現在)に対する割合は24.98%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 1,545,241,500円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は2,650,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、1,040円(以下、「当初行使価額」という。)とする。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額は、平成30年4月18日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
-----------------------	--

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,769,541,500円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1. 本新株予約権の行使期間 平成30年4月17日(当日を含む。)から平成31年8月9日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。</p> <p>2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずものとする。)</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 新都心営業部
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、平成30年4月16日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20取引日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり5.11円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1)資金調達の目的」に記載のとおり目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4)本スキームの特徴」及び「(5)他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「(2)資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下、「本スキーム」という。)が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達方法であることから、本資金調達方法によるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本資金調達方法を採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社グループは、10代後半から30代前半の女性を主なお客様として、EC(イーコマース)(注1)通販に特化したアパレル企業として事業を展開してまいりましたが、円安の進行やトレンドの変化、さらには競争環境の激化といった要因もあり、平成26年9月期に業績が大幅に悪化し、その後も業績不振から脱却できない状態が続き、平成28年3月期において連結債務超過の状態に陥りました。平成29年3月期におきましては、平成27年3月よりRIZAPグループ株式会社(以下、「RIZAPグループ」という。)の傘下に入り進めてきたブランドの再編及びそれに基づくMD(マーチャンダイジング)体制等の強化の各種施策、物流業務の効率化その他による販売費及び一般管理費の圧縮等の実行といった抜本的な改革の効果が表れはじめ、下半期のみでは営業黒字を達成するまでに回復いたしました。債務超過を解消するまでには至らず、平成29年3月期事業年度末においても連結純資産が432百万円の債務超過となり、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりました。

当連結会計年度に入り、既存店舗の強化及び新たな販路の開拓等を行い、平成30年3月30日付で公表しましたプレスリリース「連結及び個別の債務超過解消(見込み)のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は連結債務超過を解消する見通しですが、業績のさらなる改善に取り組む過程の中で以下のとおり、資金需要が生じたことから、本資金調達を実施するものであります。

まず、当社のビジネスを支える基幹システム(販売管理システム及び会計システム)が導入から相当程度の年数が経過していることからシステム処理のスピードや多様な管理ニーズへの対応が難しくなっており、加えて、事業の拡大・発展の都度かかるシステムの再構築をし続けていることから、メンテナンス費用やメンテナンスの工程等も過大になっており、今後の事業の急速な販路の拡大等への対応が困難になりつつあります。そのため、今後も拡大・発展を続けるためには当社ビジネスを支える、より処理スピードが高く、かつ、多様な管理ニーズにも対応可能な新たな基幹システムに全面的に入れ替えることが必須であり、そのための資金調達の必要性が生じております。

また、昨年1月に自社のEC通販サイトのシステムを刷新し、最新レベルの機能を実装して商品の販売を行っているところでありますが、CRM(Customer Relationship Management: 顧客関係管理)強化等のための最先端技術導入やさらなるサービスの拡充を行う観点からも、EC通販サイトのシステムの機能を強化する改修が必要不可欠であります。

さらに、当連結会計年度より本格的に開始しているコンサルティング事業においては、R I Z A Pグループのグループ各社のECを支援するビジネスを中心に展開しておりますが、その一環として、現在、当社はR I Z A Pグループの各社が利用することを想定したグループECプラットフォーム開発プロジェクトを推進しております。現時点では開発業者を選定している段階ではありますが、このプラットフォーム開発に相応の投資を計画しており、その資金を確保する必要があると考えております。

次に、これまで、当社グループのアパレル事業においてはECに特化してビジネスを展開し、リアル店舗は、現在、地元大阪のH E P F I V E店1店舗のみであります。今後は、売上拡大・知名度の更なる向上のため、政令指定都市を中心に、立地条件等を吟味したうえで徐々にリアル店舗の出店数も増やし、オムニチャネル戦略(注2)を進めてまいりたいと考えております。その出店にかかる投資資金を確保する必要があると考えております。

また、当連結会計年度より、M & Aを成長戦略の柱の一つとしておりますが、当社の有するアパレル企業としての強みやEC企業としての強みを活かしてシナジーが見込まれる企業との資本業務提携を含むM & Aにより、外部経営資源の活用や業容の拡大を図っていくことが、今後の当社グループの成長戦略に必要不可欠であると考えております。

そのような戦略のもとで、現在、レディスアパレル・雑貨商品を扱う国内の企業(以下、「対象企業」という。)のM & A案件を検討中です。具体的には、対象企業が近年、若い女性からの支持を集めており業績を伸ばしているため、当社とのシナジーが見込めるかの検討を進めており、中長期的に当社グループの利益に資すると判断した場合は、対象企業の株式について、その発行済株式を取得して子会社化することを目指すことになることから、そのための資金を予め確保しておく必要があります。

さらには、昨年4月に連結子会社化した株式会社トレセンテ(以下、「トレセンテ」という。)の成長のための資本増強が必要不可欠と考えております。トレセンテは、ブライダルジュエリーの販売を主な事業としており、アパレル事業をメイン事業としていた当社グループの事業を多角化し、事業規模の拡大に寄与することが期待でき、かつ、顧客を相互に送客し合う施策等による当社グループとのシナジー効果も期待できる点で、当社グループの今後の成長の一翼を担う存在であると考えており、その成長のために、新たな地域への出店と新商品の開発を進め、知名度の向上と業界シェアの拡大を実現したいと考えております。

以上の投資資金・新店舗(リアル店舗)の出店資金・M & A資金・子会社の資本増強資金のほか、調達資金の一部は当社の借入金の返済に充当し、金利負担を軽減し、自己資本比率をはじめとする財務の健全性を示す指標を高め、財務体質を強化すること及び仕入資金需要の増加に備えた運転資金の確保により、今後の事業拡大投資を機動的に行うための体制を整えてまいりたいと考えております。

本件により既存株主の皆様には一時的に株式価値の希薄化が生じることとなりますが、既存ビジネス及び子会社の拡大・発展並びにM & Aを主とする今後の業容の拡大やシナジー展開ができれば、当社グループの企業規模が拡大し、中長期的には企業価値の向上を通じて株主の皆様利益に資するものと考えております。

(注1) 「EC(イーコマース)」とは、電子商取引のことであり、インターネットやコンピューター等の電子的な手段を介して行う商取引の総称をいいます。

(注2) 「オムニチャネル戦略」とは、リアル店舗、EC、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)などの様々なチャネルを利用して顧客に商品を認知、検討させ、異なる様々なチャネルから購入ができる環境を実現し、様々なチャネルを利用する顧客の消費行動に対応する取組みをいいます。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUND(以下、「割当予定先」という。)に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、その302価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」という。)までの期間(以下、「全部コミット期間」という。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。302という日数は60価格算定期間に2取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

また、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、その152価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「前半コミット期限」という。)までの期間(以下、「前半コミット期間」という。)に、1,000,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。152という日数は、30価格算定期間(全部コミット期間における価格算定期間数の半数)に2取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成31年7月9日(本新株予約権の払込期日の翌取引日の302価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は平成30年11月26日(本新株予約権の払込期日の翌取引日の152価格算定日目の日)となりますが、これらの期限までに市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」という。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<全部コミット期間の短縮(コミット期間短縮事由)>

全部コミット期間中の任意の価格算定日において、その価格算定日を最終日とする前20価格算定日の1日当たり平均出来高及び前60価格算定日の1日当たり平均出来高が共に75,000株を超過した場合(以下、「コミット期間短縮事由」という。)、その時点で残存する全部コミット期間(コミット期間延長事由が発生し、延長された場合を含みます。)の日数が半分に短縮されます(期間計算において、端数は切上げます。)

なお、当該短縮は1回に限られ、全部コミット期間短縮後、コミット期間短縮事由が生じた場合であっても、当該短縮は行われません。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットに係る義務は消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットに係る義務は消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットに係る義務は、本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、コミットに係る義務の消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、平成30年4月18日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行った上で、本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「下限行使価額」は当初578円としますが、当該下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

下限行使価額は、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

本新株予約権に係る払込期日の翌取引日(行使期間開始日)における行使制限

本新株予約権は、本新株予約権に係る払込期日の翌取引日(行使期間開始日)のみ当初行使価額による行使が可能な設計ですが、本日付で当社が本件以外に複数の公表を行いましたため、当初行使価額が本日以後の株価の推移を適切に反映しない可能性があります。そのような事態を避けるため、割当予定先は、本新株予約権の払込期日(平成30年4月16日)における当社普通株式の終値が、価格決定日(平成30年3月29日)の当社普通株式の終値(1,155円)を超えている場合、本新株予約権に係る払込期日の翌取引日において本新株予約権の行使を行わない旨を約しております。これにより、本日付の本件以外の複数の公表による株価への影響を反映した行使価額での本新株予約権の行使が期待されます。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1)資金調達の目的」に記載した本件資金調達の目的に適用可能な様々な資金調達方法を検討してまいりましたところ、今回の資金調達のアレンジャー業務を行ったEVOLUTION JAPAN証券株式会社から本スキームの提案を受けました。本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、当社の当面の資金ニーズを、比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって満たす設計となっていることから、当社の資金ニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善の資金調達方法であると判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(4)本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式2,650,000株)は、原則として平成31年7月9日までに全部行使(全部コミット)されます。

時期に応じた資金調達

本新株予約権について、全部コミットに加え、原則として平成30年11月26日までに、本新株予約権の約38%(対象となる普通株式数1,000,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、全部コミットと比べると比較的早期の段階における前半コミットによるタイムリーな資金調達を両立することができます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,650,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されています。その為、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している2,650,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

流動性向上時の資金調達速度促進

本契約におけるコミット期間短縮条項の存在により、当社の株式が市場で活発に売買される環境において、出来高が現在より大きく上回った場合、その高い流動性を活かして、速やかに資金調達を完了する事が可能です。なお、その場合においても行使価額には下限が設定しており、また対象となる株式数は固定されているため、希薄化が限定される仕組みとなっています。

[デメリット]

当初に満額の資金調達はできない

本新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、発行当初の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する一時的かつ直接的な影響が大きいことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、既存株主の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、割当先として適切な投資家を見つけることが難しいことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、発行当初に資金調達が可能となるものの、その全額が当初負債となり、その後の転換状況も株価に依拠する為、直近まで連結債務超過であった当社の状況に鑑みると、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記 (b)の株主割当増資と同様に、既存株主の参加率及び資金調達の蓋然性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、直近まで連結債務超過であった当社の状況に鑑みると、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本契約を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、大株主であるR I Z A Pグループは、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先への貸株を行う予定です。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

割当予定先は、当社との間で締結予定の本契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされます。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,769,541,500	18,000,000	2,751,541,500

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額(13,541,500円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額2,756,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、新株予約権評価・弁護士費用・届出書データ作成に係る費用、登記関連費用、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用等)の合計額であります。発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
システム投資	615,000	平成30年7月 ～平成33年3月
新店舗(リアル店舗)の出店	200,000	平成30年9月 ～平成33年3月
M & A	500,000	平成30年4月 ～平成32年3月
子会社の資本増強	180,000	平成30年4月 ～平成31年3月
借入金の返済	780,000	平成30年4月 ～平成31年3月
運転資金	476,541	平成30年6月 ～平成31年6月

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及び全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。資金使途を充当する優先順位としては、上記表中の「具体的な使途」に記載の順に充当する予定ですが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、実際の差引手取額に応じて、各具体的な使途への充当金額を適宜変更する場合があります。その場合には、適時、適切に開示する予定です。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、必要に応じて、自己資金や調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により充当金額の不足分を賄うことも検討する予定です。かかる追加での資金調達につきましては、当社としては、今回の資金調達により当社の株主資本が増し、これにより借入余力も増えることから、許容可能と判断しております。他方で、本新株予約権による調達資金の額が現時点において想定している調達資金の額を超過した場合には、運転資金として利用することを想定しております。

以上の施策を目的として、当社は平成30年3月30日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

システム投資

導入から相当程度の年数が経過している当社のビジネスを支える基幹システム（販売管理システム及び会計システム）を、より処理スピードが高く、かつ、多様な管理ニーズにも対応可能な新たな基幹システムに平成32年3月期中に全面的に入れ替えたいと考えており、また、全役職員が使用するPC端末も相当程度の年数を経過しているものが多く、OSのアップデートに伴い、平成33年3月までに相当数の買い替えの必要性を想定しており、これらを合わせて平成30年7月から平成33年3月にわたり、415,000千円（基幹システムに400,000千円程度、PCの入れ替えに15,000千円程度）を充当する予定であります。

また、現時点では開発業者を選定している段階ではありますが、親会社であるRIZAPグループの各社が利用することを想定したグループECプラットフォーム開発にかかる投資資金として150,000千円を見込んでおり、平成30年9月から平成31年3月にわたり充当する予定であります。

さらに、自社EC通販サイトのシステム改修にかかる投資資金として、平成30年7月から平成31年3月にわたり50,000千円を充当する予定であります。

新店舗(リアル店舗)の出店

オムニチャネル戦略として、平成31年3月から平成33年3月にかけて、政令指定都市を中心に5店舗程度のリアル店舗の出店を計画しております。出店費用については、出店する地域や店舗の面積により変動しますが、平均的な金額として1店舗当たり、差入保証金、内装工事設備費用等で40,000千円程度を見込んでおり、出店準備のため平成30年9月から平成33年3月にかけて5店舗で200,000千円を充当する予定であります。

M & A

上記「1 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1)資金調達の目的」に記載のとおり、当社グループの成長戦略として、資本業務提携を含むM & Aによる企業規模や業容の拡大は必要不可欠であると考えております。

そのような戦略のもとで、現在、M & A案件を検討中であります。対象企業は、レディスアパレル・雑貨商品を扱う国内の企業であり、近年、若い女性からの支持を集めており業績を伸ばしているため、当社とのシナジーが見込めるかの検討を慎重に進めております。

現時点において決定している事実はないものの、中長期的に当社グループの利益に資すると判断した場合は、対象企業の株式について、平成31年3月期中にその発行済株式を取得して子会社化することを目指すこととなりますので、公表すべき進展があった場合には適時適切に開示いたします。対象企業の株式取得に際して必要となる具体的な金額については、200,000千円から250,000千円を想定しており、500,000千円の一部を充当する予定であります。また、現時点においてそのほかに具体的に検討している案件はありませんが、支出予定期間内において、レディスアパレル・雑貨商品を扱う企業を中心に、引き続き他の同程度の規模の案件の探索・検討を継続していく方針であり、他の案件が成立した場合には、かかるM & Aの資金に残額を充当する予定です。なお、かかる他の案件が成立しない場合には、残額は運転資金として利用することを想定しております。

子会社の資本増強

ブライダルジュエリーの販売を主な事業とする当社の連結子会社であるトレセンテに関しては、アパレル事業をメイン事業としていた当社グループの事業を多角化し、事業規模の拡大に寄与することが期待でき、かつ、顧客を相互に送客し合う施策等による当社グループとのシナジー効果も期待できる点で、当社グループの今後の成長の一翼を担う存在であると考えており、その成長のため、当社同様、資本を増強する必要があると考えております。

現状、トレセンテは既存事業において業界シェア率が非常に低いものの、その原因は知名度の低さと商品戦略にあると考えており、WEBを導線とする集客を改善させるための投資に加えて、出店地域を増やすことで売上とともに知名度の向上を図り、さらに、業界において目指すべきポジショニングを明確にしたうえで現在進めている商品・ブランド戦略再構築を引き続き進めていくことで、より幅広い顧客層の獲得につながり、業界シェアを拡大できる可能性が相当程度高いと考えております。

すでにWEB広告やEC通販サイト運営の改善をはじめとする積極的な投資を進めておりますが、さらに平成31年3月期中に、トレセンテに180,000千円の資本を注入する予定です。

トレセンテは、以上のとおり、知名度の向上と商品・ブランド戦略再構築のため、平成30年9月から平成32年8月にかけて、新たな店舗の出店準備費用(2店舗程度)、及び平成31年1月から平成32年12月にかけて商品開発・ブランディングにかかる資金を充当する予定です。

借入金の返済

当社は、厳しい経営環境の中、事業の立て直しや運転資金の確保のため、金融機関や親会社であるRIZAPグループより資金の借入と返済を繰り返しておりますが、売上や事業の拡大により資金需要が増加し、平成29年12月末時点の借入金残高は、1,320,000千円となっております。

今回の新株予約権の発行による資金調達については、企業価値向上のための事業拡大投資への充当を優先すべきと判断する一方で、金利負担を軽減し、自己資本比率をはじめとする財務の健全性を示す指標を高めることも重要であると考え、平成31年3月期中に、780,000千円を借入金(繰上弁済及び約定弁済)の返済に充当し、財務体質を強化することにより、今後の事業拡大投資を機動的に行うための体制を整えてまいります。

運転資金

当社は、アパレル事業においては、販路の拡大を進めるなど売上拡大を目指しており、今後、仕入資金需要が増加することが予想され、一定程度の運転資金の確保が必要と考えております。一方で、現状の当社の支払・回収サイトに鑑みると、現状では、新たに借入金による資金調達が必要となる可能性が高く、上記借入金の返済による財務体質強化の効果が薄れることから、平成30年6月から平成31年6月にかけて、運転資金の一部として476,541千円を充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル 純資産：約24.1百万米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO Feeder Fund 100%
	b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等関係		該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、システム投資、新店舗（リアル店舗）の出店、M & A、子会社の資本増強及び借入金の返済のための資金並びに運転資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、平成29年8月に、EVOLUTION JAPAN証券株式会社と初回の面談を行い、同社の事業内容等に係る紹介を受けました。その後、平成30年2月に同社から本スキームの提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、割当予定先であるEVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載のとおり、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権のすべてを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件として、平成29年だけでも7件の実績があります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先であるEVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、2,650,000株です。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本契約を締結します。

ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」という。)を行わせないこと。

イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成30年2月28日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介された割当予定先であるEVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fundと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(東京都新宿区西新宿4丁目32番13号 代表取締役 中村勝彦)に割当予定先であるEVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fund、EVO Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、割当予定先であるEVO FUND及びEVO Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の本契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと及び当社株式の市場出来高が一定水準で推移することを想定し、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の5.11円とし、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成30年3月29日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価額及び行使価額の修正におけるディスカウント率10%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会も、当社取締役会に対して、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価と同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,650,000株(議決権数26,500個)は、平成29年12月31日現在の当社発行済株式総数10,608,000株及び議決権数106,069個を分母とする希薄化率は24.98%(議決権ベースの希薄化率は24.98%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本件資金調達を通じてシステム投資、新店舗(リアル店舗)の出店、M&A、子会社の資本増強及び借入金の返済のための資金並びに運転資金に充当することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆様の利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は29,863株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しておりますが、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数2,650,000株を、割当予定先の全部コミット期間である302価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は約8,775株(直近6ヶ月平均出来高の約29.4%)となるため、当社株式の需給が悪化するおそれがありますが、上記のとおり、本件資金調達は、中長期的な企業価値の向上を通じて株主の皆様の利益に資するものと考えており、かかる需給の悪化のおそれによる不利益を上回る利益を株主の皆様にもたらすことが期待できると考えております。また、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大2,650,000株(議決権26,500個)ですが、本新株予約権は、複数回に分けて行使されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
RIZAPグループ株式会社	東京都新宿区北新宿二丁目 21番1号	8,330,400	78.54	8,330,400	62.84
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9005 Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町 4 番1号)			2,650,000	19.99
岡 隆宏	大阪府池田市	541,600	5.11	541,600	4.09
田中 啓晴	大阪府豊能郡豊能町	144,000	1.36	144,000	1.09
岡 美香	大阪府池田市	72,000	0.68	72,000	0.54
田中 祐司	徳島県徳島市	42,000	0.40	42,000	0.32
岡 諒一郎	大阪府池田市	36,000	0.34	36,000	0.27
岡 駿志郎	大阪府池田市	36,000	0.34	36,000	0.27
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任 代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	TAUNUSANLAGE 12, 60262 FRANKFURT, GERMANY(東京都 千代田区丸の内二丁目7番 1号)	17,600	0.17	17,600	0.13
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14番1号	16,000	0.15	16,000	0.12
計		9,235,600	87.07	11,885,600	89.66

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年12月31日現在の株主名簿記載の株式数に基づき記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月31日現在の総議決権数(106,069個)に、本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である2,650,000株に係る議決権数26,500個を加算した数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第20期、提出日平成29年6月30日。有価証券報告書の訂正報告書を含みます。)及び四半期報告書(第21期第3四半期、提出日平成30年2月14日)(以下、「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年3月30日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年3月30日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第20期有価証券報告書の提出日(平成29年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年3月30日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成30年3月30日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社は、平成29年6月30日開催の取締役会におきまして、親会社であるRIZAPグループ株式会社より、経営指導及び役務提供を受けることによる経営及び営業活動の改善、ひいては業績の向上を図るため、また親会社グループの一員として、親会社グループ全体の維持・管理を図るためのものとして、経営指導及び役務提供に関する契約(以下「本件契約」といいます)を締結することを決議いたしました。

当該事象は、当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(注)なお、本臨時報告書は、異動年月日である平成29年6月30日以降に遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般、提出するものであります。

[報告内容]

(1) 契約の内容

概要	当社がRIZAPグループ株式会社より経営指導及び役務提供を受け、当社がその対価を支払うというものであります。
相手方	RIZAPグループ株式会社
契約締結日	平成29年6月30日
契約期間	平成29年7月1日～平成30年6月30日
対価	月額4,700千円

(2) 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は平成28年7月4日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、親会社グループの一員として負担すべき必要経費について算定根拠に合理性があり、また、経営指導及び役務提供を受けることは、早期に当社の業績を改善させるために必要不可欠であるところ、かかる人材を招聘するために相応の費用負担を行うことは合理的であり、その対価の金額は、一般的な水準と比較して、平均的なものといえ、当社の現状を勘案しても適正であると判断しており、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引については、親会社以外の第三者からの経営指導及び役務提供を受けることは現実的ではなく、第三者との接触や交渉等は行ってはおりませんが、当社の独立役員である社外取締役2名からは、下記のとおり意見を受領しております。

また、当社の役員である濱中真紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。

当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（石原康成氏、古川純平氏）より、当社の事業継続のためには、信用力のある親会社との関係継続が必須であり、また、上場を維持するためには、早期に業績を改善させることが必要であり、そのためには親会社から適切な人材を経営陣に招き、親会社の協力も得ながら各種施策を進めることが必要不可欠であることから、一定の対価を支払ってでも、親会社との関係性を維持しつつ、親会社からの出向者による経営及び営業活動改善を行うことの必要性が認められるため、本件契約を締結する必要があるとの意見を頂戴しております。さらに公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図っていることから、当該取引が少数株主にとって不利益なものには該当しない旨の意見を頂戴しております。

(平成30年3月30日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(注) なお、本臨時報告書は、異動年月日である平成29年8月8日以降に遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般、提出するものであります。

[報告内容]

(1) 株式会社トレセンテの子会社化に伴う会計処理について

当該会計処理は、株式会社ニッセンホールディングスから1円で取得した株式会社トレセンテ（以下「トレセンテ」といいます）に対する貸付債権561,522千円につき、債権額と取得額との差額561,522千円を収益として認識することを見込むものでした。

しかしながら、その後トレセンテの子会社化に係る取引（以下「本件取引」といいます）を総合的に検討し、会計監査人とも協議を重ねました結果、当該貸付債権の取得は、それ自体を単独の取引と評価するよりも、同時に実施されたトレセンテの子会社化の一部を構成する取引と評価することが、本件取引の実態をより適切に把握できると判断した結果、債権評価益ではなく、負ののれん発生益を計上することとなりました。

そして、本件取引時である平成29年4月28日におけるトレセンテの資産及び負債の公正価値を第1四半期連結決算にあたり詳細に慎重に検討した結果、別表の通りとなり、負ののれん発生益が569,152千円発生することとなりました。

(別表) 「負ののれん発生益」569,152千円の算定根拠

項目		金額(千円)	備考
本件取引に関する取引額			
トレセンテの純資産		7,629	本件お知らせでは、トレセンテの個別財務諸表上の純資産を133,212千円としておりましたが、企業結合時の資産及び負債の公正価値の見直しにより145,243千円増加し、その他IFRSの適用に伴う資産及び負債の修正等により4,402千円減少しております。
トレセンテに対する貸付債権		561,522	
合計	A	569,152	
本件取引に関する取得対価			
トレセンテ株式		0	
トレセンテに対する貸付債権		0	

合計	B	0	
のれん（取得対価 - 取得額）	B-A	569,152	マイナスのため負ののれんとなります。

(平成30年3月30日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(注) なお、本臨時報告書は、異動年月日である平成29年8月8日以降に遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般、提出するものであります。

[報告内容]

(1) 繰延税金資産の計上について

当社は、国際会計基準（IAS）第12号「法人所得税」に基づき、今後の業績見通し等を勘案して繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、平成30年3月期第1四半期において、繰延税金資産105百万円を計上し、法人所得税費用 105百万円を追加計上することといたしました。

(平成30年3月30日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(注) なお、本臨時報告書は、異動年月日である平成29年11月13日以降に遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般、提出するものであります。

[報告内容]

(1) 繰延税金資産の計上について

当社は、国際会計基準（IAS）第12号「法人所得税」に基づき、今後の業績見通し等を勘案して繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、平成30年3月期第2四半期連結会計期間において、繰延税金資産103百万円を計上し、法人所得税費用 103百万円を追加計上することといたしました。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月30日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第20期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年7月20日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第21期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月29日

夢展望株式会社

取 締 役 会 御中

東邦監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢 崎 英 城指定社員
業務執行社員 公認会計士 木 全 計 介

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている夢展望株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、夢展望株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、夢展望株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、夢展望株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

夢展望株式会社

取締役会 御中

東邦監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢崎英城指定社員
業務執行社員 公認会計士 木全計介

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている夢展望株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、夢展望株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年2月14日

夢展望株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢崎英城 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木全計介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている夢展望株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2017年10月1日から2017年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、夢展望株式会社及び連結子会社の2017年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。